

個人事業所、法人企業どなたでも受講可！

軽減税率実施後はじめての消費税の税額計算

消費税申告作成のポイント

～消費税申告書の作成手順&簡易課税について～

消費税10%への引上げと同時に軽減税率が実施され複数税率となりました。事業者の皆様には業種にかかわらず、「適用税率ごとに区分した経理」や「複数税率に対応した請求書等の発行」などが必要になります。

本セミナーでは、軽減税率実施後の税額計算の知識習得をはじめ、消費税申告書作成のポイントと、簡易課税、税額計算の特例についてわかりやすく解説します。

講師プロフィール

中央税務会計事務所 所長

中島 由雅 氏
(税理士)

1974年生まれ。父の創業した税理士事務所を、2017年に引き継ぎ2代目所長に就任（職員数80名）。大学卒業後、税理士を取得。持ち前の人当たりの良さを活かした経営相談を実施。税務に関することはもちろん、異業種交流会、金融機関、教育機関、企業等でセミナーや講演も行っている。2011年に行われた第15回セミナーコンテスト東京大会優勝、同年に名古屋で開催されたセミナーコンテストグランプリ（全国大会）出場、4位を獲得する。

開催日時

令和2年 **1月22日** 水
14:00～16:00

会場

城陽商工会議所 3階会議室

参加費

無料

申込み

下記申込書に必要事項をご記入の上、
FAXにてお申込みください。
※先着順。（定員50名）になり次第締め切ります。

締め切り

令和2年 **1月20日** 月

お問合せ

城陽商工会議所 中小企業相談所
TEL.0774-52-6866

●主催/城陽商工会議所 中小企業相談所

主な内容

- おさらい消費税軽減税率制度の概要
- 軽減税率導入後の消費税額の計算方法
- 区分記載請求書等保存方式
 - ・税額計算の方法
 - ・中小事業者に対する税額計算の特例
- 適格請求書等保存方式(インボイス)
 - ・適格請求書導入による手続き
 - ・免税事業者の課税仕入に係る経過措置

1月22日(水) 「消費税申告書作成のポイント」セミナー申込書

城陽商工会議所 行 FAX. 0774-52-6769

※このままFAXして下さい。

事業所名		営業内容	
所在地	〒 -	連絡先	TEL () -
			FAX () -
受講者名	①	受講者名	②

※ご記入いただいた情報は、当セミナーの運用管理のみに利用します。